

教育職員免許法認定講習の創設と運営条件の整備

— 立法者意思および実施計画の伝達における政府間関係に着目して —

Establishment of accredited training courses based on the Educational Personnel Certification Law and improvement of operating conditions

— Focusing on intergovernmental relations in communicating legislator intent and implementation plans —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 現職教育, 教育職員免許法認定講習, 文部省手引, 政府間関係, 校長養成

[所属 Institution] 岐阜大学大学院 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 本稿は、占領下日本における教育改革の一環として、教育職員免許法認定講習の創設段階に焦点を当て、そこでの運営条件の整備過程を解明したものである。第一に、法令の立法者意思(趣旨・目的)の伝達については、以後の教育法令の改正の度に行われていた垂直的方式(文部省→都道府県教育委員会→地方出張所・校長→個別学校)の萌芽がみられた。とりわけ、当時は単なる条文の解説にとどまらず、文部省手引をもとに、研究討議法、各種協議会・講習会への参加、通信教育の利用等の方法が新たに伝達された。第二に、実施計画の伝達については、文部省教職員養成課による全国的調査を受けて策定された「現職教育10カ年計画」に基づいて、各都道府県は教育職員免許法認定講習の実施計画を立案した。ところが、自治体によっては運用上の課題がみられ、受講者の経済的・地理的・時間的制約も顕在化したことから、日本教育大学協会答申および第6回教育指導者講習公開講座班の研究集録等に基づき、全国的に一定水準を保障するための「免許法認定講習実施基準」が策定された。

1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、連合国軍占領下の日本(1945年~1952年)を対象として、校長免許状の取得・上進に必要な教職科目を履修するために開講された教育職員免許法認定講習(以下「認定講習」と略す)について、創設段階における運営条件がどのように整備されていたのかを解明することである。

そもそも、日本において校長免許状が新設されたのは、1949(昭和24)年9月1日に教育職員免許法(法律第26号)および教育職員免許法施行法(法律第148号)が、11月1日に教育職員免許法施行規則(文部省令第38号)が施行され、校長職の資格要件が法定されたことに端を発する。すなわち、校長免許状を取得するためには一定の教職経験をもとに、①大学の正規課程による取得、②現職教育の単位修得と教育職員検定による上進、③旧制学校長を対象とした教育職員検定による切替が主たる方法とされ、職務遂行において必要となる知識(「教育評価」「学校教育の指導・管理」「教育行政学」「教育社会学・社会教育」等)の修得が求められた。

このことについて従来の研究では、アメリカ側の主導により校長免許状制度が導入されたものの、講和後の主権回復にともなう行政簡素化の動き、日本教職員組合からの反対闘争、養成課程の基盤をなす教育学研究の未成熟を理由として同制度は廃止に至ったと結論づけられている(高橋1983・1995・1998)。また、同制度の成立過程における立法者意思については関係機関の会議録等から解明されているが(北神2003)、そのような理念・目的の伝達過程については検討の余地が残されている。

そして、一般的には当時の現職教員・校長が校長免許状を取得・上進するためには、主に都道府県教育委員会の主催する認定講習の受講により単位認定を受けていたとされている(芥川2021)。しかし、当時は教育職員免許法等の施行直後から認定講習を開講しなければならず、同講習の運営を支える教育行政的な条件整備活動やその前提となる共通理解の促進体制については理論的に検討の余地が残されている。

そこで、本研究では、占領下日本における認定講習の創設段階において、どのように資格付与制度としての共通性・公正性が保障されていたのかを明らかにする。特に、立法者意思(趣旨・目的)および実施計画の伝達における政府間関係に着目し、それらがどのような方式により行われていたのかを実証的に解明する。

2. 教育職員免許法等施行にともなう立法者意思（趣旨・目的）の伝達過程

1949（昭和24）年9月1日に教育職員免許法（法律第26号）および教育職員免許法施行法（法律第148号）が、11月1日に教育職員免許法施行規則（文部省令第38号）が施行されたことにより、戦後に新しく必置とされた校長職に対しても有資格任用制度がとられ、校長免許状の取得が義務づけられることとなった。

ところが、教育職員免許法等においては積極的資格要件としての基礎資格・所要単位数・経験年数および消極的資格要件としての欠格事由が規定されただけでなく、旧制学校から継続して勤務する教育職員に対する免許状切替や、新制大学卒業予定者に対する免許状取得要件も同時に規定されており、また引揚者の任用にともなう外国の大学における追認単位も規定されていたことから、法律の構造上その規定が複雑にならざるを得なかった。

(1) 教育職員免許法等の趣旨・目的徹底のための伝達講習会の全国的展開

そうした中で、旧制学校から継続的に勤務している教育職員に対して、同法等の施行翌年から都道府県教育委員会は認定講習を実施することとされており、また施行当初は仮免許状の有効期限が5年に設定されていたことから、全国的に教育職員免許法等の立法者意思（趣旨・目的）を正確かつ即時に伝達していく必要に迫られた。そこで、施行直後から以下のとおり、教育職員免許法等に関する伝達講習会が展開され^(注1)、中央政府から地方政府に対して趣旨の徹底が図られた【表1参照】。

第一に、文部省主催による伝達講習会であり、これは都道府県教育委員会事務局の現職教育担当職員を対象として実施されたものである。例えば、6月には「教育職員免許法同施行法説明会」が、8月には「免許法に関する政令省令説明会」が、10月には「免許法解説講習会」が東京において矢継ぎ早に開催されている。また、同様の伝達講習会は地方ブロック単位でも開催されている。例えば、6月には広島県で「中国四国九州免許法解説講習会」、岩手県で「北海道・東北地区免許法並びに施行法解説講習会」（1949年まで新潟県は東北地方に含む）が、11月には山形県で「東北地区教育職員免許法伝達講習会」、大分県で「西日本免許法・施行法に関する規則についての協議会」がそれぞれ開催されている。

第二に、都道府県教育委員会主催による伝達講習会であり、これは各都道府県内における出張所の専門職員や個別学校の責任者である校長を対象として実施されたものである。例えば、7月には三重県で「免許法に関する伝達講習会」が、8月には福島県で「教育職員免許法実施打合せ会」が、10月には福島県で「免許法・政令省令解説研究会」がそれぞれ開催されている。ここでの講習内容については、各出張所の専門職員が各市町村に戻った後、各学校の教育職員に伝達する役割を担った。

第三に、都道府県教育委員会および出張所主催による伝達講習会であり、これは出張所管内の市町村に勤務する一般の教育職員を対象として実施されたものである。例えば、京都府では7月18日に府内3カ所（南桑田・船井・宇治）において「免許法解説講習会」が、三重県では8月中旬に県内5カ所（北勢・中勢・南勢・紀伊・伊賀）において「免許法に関する伝達講習会」が、山形県では12月3日から4日にかけて県内3カ所（酒田・鶴岡・寒河江）、10日から11日にかけて県内2カ所（山形・米沢）、17日から18日にかけて県内3カ所（新庄・楯岡・長井）において「教育職員免許法解説連絡協議会」が開催されている。なかには、福島県のように7月下旬の「出張所管内別伝達講習会」、9月下旬の「出張所管内教職員免許法講習会」、11月下旬の「免許法講習会」といった複数回にわたって開催している自治体もみられた。

ここでの講習内容については概ね、①教育職員免許法等の基本的理念、②同法等の逐条解説、③教育職員免許法施行法における免許状切替の要領に関するものであり、特に教育職員免許法等の理念については、立法者意思としての「趣旨」および「目的」を伝達していた^(注2)。前者については、①国会の審議を経て定められた民主的立法、②地方分権の原則に基づいた免許状の発行、③学校間の差別的待遇の撤廃に関する趣旨を伝達していた。一方、後者については「免許主義の徹底」を意味しており、①各学校職制における職務に応じた免許状の区分（専門職制の確立）、②従来の試験検定制によらない大学における学修に基づく養成（学校教育の尊重）、③所要単位の修得と勤務年数による免許状の取得（免許状の開放性と合理性）、④任用後のさらなる研鑽・研究による免許状の上進（現職教育の尊重）といった目的を伝達していた。

ところで、教育職員免許法等は民間情報教育局（Civil Information and Educational Section：以下、CIEと略す）

表1 教育職員免許法等に関する趣旨伝達講習会の開催状況（主催者別）

年	国・地方ブロック	都道府県・市町村・出張所
1949	<p>【国】</p> <p>[6月不明] 教育職員免許法同施行法説明会（文部省）</p> <p>[8月不明] 免許法に関する政令省令説明会（文部省）</p> <p>[10月下旬] 免許法解説講習会（文部省）</p> <p>【地方ブロック】</p> <p>[6月18～19日] 中国四国九州免許法解説講習会（広島県）</p> <p>[6月24～25日] 北海道・東北地区（新潟県も含む）免許法並びに施行法解説講習会（岩手県）</p> <p>[11月上旬] 東北地区教育職員免許法伝達講習会（山形県）</p> <p>[11月21～23日] 西日本免許法・施行法に関する規則についての協議会（大分県）</p> <p>[不明] 中国ブロック会議（山口県）</p>	<p>[7月12日] 免許法に関する伝達講習会（三重県）</p> <p>[7月18日] 免許法解説講習会（南桑田・船井・宇治）</p> <p>[7月下旬] 出張所管内別伝達講習会（福島県内）</p> <p>[8月25日] 教育職員免許法実施打合せ会（福島県）</p> <p>[8月中旬] 免許法に関する伝達講習会（北勢・中勢・南勢・紀伊・伊賀）</p> <p>[9月下旬] 出張所管内教職員免許法講習会（福島県内）</p> <p>[10月上旬] 免許法・政令省令解説研究会（出張所専門職員）（福島県）</p> <p>[10月中旬] 免許法及び施行法規則協議会（別府）</p> <p>[11月21～23日] 教育職員免許法講習会（杵築）</p> <p>[11月下旬] 免許法講習会（福島県内）</p> <p>[12月3～4日] 教育職員免許法解説連絡協議会（酒田・鶴岡・寒河江）</p> <p>[12月上旬～中旬] 免許法関係法規講習会（山口県内）</p> <p>[12月10～11日] 教育職員免許法解説連絡協議会（山形・米沢）</p> <p>[12月17～18日] 教育職員免許法解説連絡協議会（新庄・楯岡・長井）</p> <p>[不明] 免許法説明会（数10回）（愛知県内）</p>
1950		<p>[1月上旬] 免許法伝達講習会（福島県内）</p> <p>[1月31日～2月8日] 免許法伝達講習会（神奈川県内）</p> <p>[3月16～17日] 免許法説明講習会（神戸）</p> <p>[6月26日] 教員免許法研究会（西宮）</p> <p>[不明] 免許法及び施行法一部改正説明会（愛知県内）</p>
1951	<p>【地方ブロック】</p> <p>[4月16～17日] 中国四国九州免許関係法令改正説明会（鹿児島県）</p> <p>[5月2～3日] 東北地区免許法改正伝達講習会（福島県）</p> <p>[5月26～27日] 第4回中国地区免許法関係協議会（鳥取県）</p> <p>[6月28～29日] 第5回中国地区免許法関係協議会（岡山県）</p> <p>[7月3日] 関西ブロック免許関係法令改正説明会（奈良県）</p> <p>[不明] 免許法改正説明会（兵庫県）</p>	<p>[5月下旬] 改正免許法説明会（福島県内）</p> <p>[7月18～23日] 免許法・施行規則の改正についての説明会（大分県内）</p> <p>[7月下旬] 法改正の説明会（愛媛県内）</p>
1952	——	<p>[1月16～17日] 人事関係法規研究協議会（愛知県）</p>
1953	<p>【国】</p> <p>[12月13日] 一都四府県協議会（法改正に関する協議）（文部省）</p> <p>【地方ブロック】</p> <p>[8月27～28日] 中国四国地区免許関係連絡協議会（高知県）</p>	<p>[2月上旬] 免許法説明会（愛媛県内）</p> <p>[10月中旬] 教育職員免許法改正趣旨伝達講習会（福島県内）</p> <p>[11月下旬～12月上旬] 改正法及改正省令説明会（神奈川県内）</p>
1954	<p>【国】</p> <p>[7月5～6日] 全国法令関係課長会議（文部省）</p>	<p>[7月上旬～中旬] 改正法の解説説明会（神奈川県内）</p> <p>[7月16～24日] 支庁別教育職員免許法令解説講習会（北海道）</p> <p>[12月6～14日] 改正免許法説明会（八幡浜・宇和島・松山・今治・新居浜・久万）</p>
1955	<p>【地方ブロック】</p> <p>[7月23～24日] 十一都県省令案に対する研究会（千葉県）</p>	<p>[2月下旬～3月上旬] 改正省令の解説説明会（神奈川県内）</p> <p>[5月不明～6月不明] 改正法令に関する説明会（大分県内）</p> <p>[6月15日] 免許法施行細則説明会（神奈川県内）</p> <p>[6月20日～7月6日] 免許法施行細則説明会（神奈川県内）</p>

(注) 左欄は主催者ごとに「国」「地方ブロック」を明記した
 (出典) 注1に示す教育委員会刊行物により筆者作成

の要請を受けて急速に施行されたこともあり、日本の国情に合致しない点が度々指摘されるようになり、その後も数回の改正を経ることになった。例えば、教育職員免許法は、1950（昭和25）年5月23日に第一次改正（法律第199号）が、1951（昭和26）年3月31日に第二次改正（法律第113号）が、1954（昭和29）年6月3日に第三次改正（法律第158号）がそれぞれ行われている。また、教育職員免許法施行法も、1950（昭和25）年5月23日に第一次改正（法律第200号）が、8月4日に第二次改正（法律第234号）が、1951（昭和26）年3月31日に第三次改正（法律第114号）がそれぞれ行われている。一方、教育職員免許法施行規則は1954（昭和29）年10月27日に全面改正（文部省令第26号）され、教育職員免許法施行法施行規則も同日全面改正（文部省令第27号）されている。以後、教育職員免許法等をめぐっては、改正の度に同様の垂直的方式（文部省 → 都道府県教育委員会 → 地方出張所・校長 → 個別学校）によって趣旨が伝達されるようになった。

さらに、自治体によっては法令集・解説が刊行され、各学校に配布されるようになった。例えば、施行当初の段階では、宮城県・秋田県・山形県・静岡県・滋賀県の各教育委員会が法令集を刊行し、山形県においては付録として「免許状切替早見表」も所収されていた^(注3)。また、第二次改正の際には、富山県教育委員会および広島県教職員組合が法令集を、島根県教育委員会が解説を刊行した^(注4)。この時点では、法令の逐条解説だけでなく、「免許法認定講習実施基準等」（富山県）や「上級免許状取得の手引」（広島県）も所収されるようになった。そして、大幅に条文が変更された第三次改正の際には、山形県・千葉県・和歌山県・徳島県の各教育委員会および広島県教職員組合が法令集を刊行した^(注5)。ここでも、「免許状別修得単位数の基準」（山形県）や「施行細則の規定に基づく単位の修得方法」（和歌山県）が所収されていた。

(2) 現職教育研究委員会・新制教育研究会による現職教育実施のための指針作成

それと同時に、従来の入職前における教員養成（pre-service education）に対して、在職者に対する現職教育（in-service education）の位置づけが法的に確定されていった。すなわち、公務員制度に関する議論を通して、改めて教育職員の身分・職責が問われるようになり、教育公務員の任免等に関する法律案が第3回国会に提出された。しかし、会期の都合により同法案は成立しなかったため、今後の継続審議を行うものとして以後にもち越された。

その後、大幅な修正を経て第4回国会に提出され、審議を経て1949（昭和24）年1月12日に教育公務員特例法として公布された。特に、同法においては国家公務員法上の教育訓練条項が積極的に拡充され、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（第19条）と規定された。このことについて、法案審議過程において、政府委員として説明に当たった辻田力（文部事務官）によれば、「教育に従事しておる者の義務としてのみでなく、権利としても研修をなし得るような機会を持たなければなりません」として、戦後の教育職員がもつ研修権の所在についても明言した^(注6)。

その過程において文部省内には現職教育研究委員会が設置され、教育職員が在職したまま教職的教養の修得や人格の向上に努めることができるようにすることを目的として『新制中学校・新制高等学校 教職員現職教育の手引』が編纂された。同手引では、現職教育の方法として、①研究討論会の組織、②教員の特別実地授業、③教科課程の改善、④研究講習会・協議会・講習会への参加、⑤教員相互の参観、⑥専門的知識を定期的に交流する機関の設置、⑦教職員のための図書室の設置、⑧専門雑誌への寄稿、⑨特別研究の実施および実験計画の立案、⑩ラジオ放送の利用、⑪学校計画の評価、⑫生徒指導計画の作成、⑬異常児童生徒に対する措置、⑭教員の作成による考査法の改善、⑮夏期・特別休暇の利用、⑯旅行、⑰通信教育の利用、⑱教科研究会の振興と教員の協力、⑲担当教科に関する諸活動への積極的参加、⑳指導主事からの援助、㉑児童生徒の課外活動に対する協力、㉒地域社会・PTA等の諸問題に対する関心と参加、㉓社会情勢に対する即応、㉔個人的関心の発展、㉕民主的態度とその生活方式の樹立、㉖人生観の確立と幸福な生活の実践、㉗自己評価の実行が示された^(注7)。

これらのうち、各教員が「専門的知識を向上させるための活動のうちで最も重要な部門」として研究討議法（discussion method）が紹介されており、①研究材料の選定、②達成目標の提示、③現在の要求に適合するような材料の整理、④討論指導者の選出、⑤正しい経験・技術に基づく研究討議の実行、⑥題材の研究と各学校における実際的運用方法の工夫、⑦問題解決における民主的方法の実行、⑧各自の意見に基づく全体意

見の創出, ⑨他者の意見の尊重・酌量, ⑩学校に関する責任分担能力に対する自尊心・自信の形成という一連の流れによる現職教育が推奨された^(注8)。

次に重要なものとして, 討論・意見交換・授業参観を通して教授法の水準を高めるための取組みとして研究講習会・協議会・講習会への参加が紹介されており, ①各学校での開催, ②都道府県・郡市内の数校が集まって数日間の協議会の開催, ③数週間の継続的な研究会の開催, ④問題解決のための協議会(研究講習会・講習会)の開催, ⑤問題一覧表に基づく共同研究, ⑥学術機関からの専門的援助が推奨された^(注9)。

その他にも, 短期講習会・夏期講習会・夏期大学講習などの補助的な方法として通信教育の利用が紹介されており, ①経済的・地理的・時間的制約を受けている教員の研修, ②教育研修所の発行した機関雑誌やテキストによる指導, ③自由な報告書の提出と疑問点の問い合わせ, ④地域別の巡回指導, ⑤受講者によるグループ協議会や研究会の開催が推奨された^(注10)。

一方, 文部省その他の委員と現職教員からなる民間教育団体として新制教育研究会が組織され, そこでは上記の研究討議法に加えて, 研究集会(workshop)の方法^(注11)も推奨された。これは参加者が直面している問題を持ち寄って, 同じ問題に関心をもつ参加者が相互に討論・調査あるいは指導を求めて解決策を立案し, すぐに成果を各学校に持ち帰って実践する方法であり, もし実践上の結果に課題が残されているようであれば, その経過報告を再び持ち寄って解決のために共同研究を行う^(注12)。

これらの現職教育の方法は類似しているようにもみえるが, 研究集会が個別学校における課題解決に有効な方法であるのに対し, 研究討議法は個別学校における実際的な運用上の工夫に有効な方法であるといえる。以降, 校長を対象とした現職教育においては, これらの研究集会と研究討議が場合によっては使い分けられ, または併用されながら展開されることになる。

2. 教育職員免許法認定講習の開設条件整備のための全国的調査

1949(昭和24)年11月1日に教育職員免許法施行規則(文部省令第38号)が施行されると, 認定講習の開設者は開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学(盲学校・聾学校・養護学校の教員養成機関を含む), または免許法等の定める授与権者に限定され, 後者の場合には当該都道府県に所在する「大学の指導と承認」のもと運営されることとなった(第38条)。その場合, 大学(学校教育法第98条第1項に規定する大学・専門学校・高等学校・教員養成諸学校, 第2章の規定による文部大臣の指定する養護教諭・盲学校教員養成機関を含む)の教員もしくは, それに準ずる者(欠格事由に該当しない者)が講師として位置づけられ(第40条), 当該単位の課程として定められた授業時数について各5分の4以上出席し, 開設者の行う試験・論文・報告書等による成績審査に合格した者に単位が授与された(第41条)。一方, 開設者は講習開始2カ月前までに認可申請書(①講習の目的・名称, ②会場, ③期間, ④講習人員・学級区分, ⑤講習課程および使用教科書・参考書, ⑥各科目についての時間・単位の配当, ⑦全日制・定時制の別および計画, ⑧講師名および担当科目・資格・主要職歴等, ⑨試験・論文・報告書その他による成績審査の方法, ⑩受講料, ⑪収支予算の計画, ⑫その他開設者において必要と認める事項)を文部大臣に提出しなければならず(第42条), その後の変更事項に対する届出と(第43条), 講習終了後1カ月以内に講習実施状況・収支決算に関する報告が義務づけられた(第44条)。

(1) 文部省による現職教育の受講者数・修得単位数に関する調査

同省令の施行から5カ月後には認定講習が全国的に開講される予定であったことから, 文部省は年次計画を策定する必要に迫られた。とりわけ, 教育職員免許法第9条第2項において, 仮免許状の有効期限が5年に設定されていた(1回に限り教育職員検定による更新が可能)ことから, 全国一斉に遅滞のないよう単位認定やそれともなう免許状の更新・上進に関する事務を進めなければならなかった。

そのため, 1950(昭和25)年のはじめに文部省は「現職教育希望教職員数及び年間計画」について調査を行い, 2月18日の時点での取りまとめ希望者数を算出し, 3年間における受講者数の配分を検討した【表2参照】。その結果, 校長一級免許状については2,492名(現職校長の62.3%), 校長二級免許状については20,985名(現職校長の64.8%)が, 現職教育の受講を希望していることが分かった。

そこで, なるべく年度ごとに均等に配分されるように初年度の受講者数を検討した結果, 一級免許状を希

望する中学校長1,013名のうち303名(次年度以降は355名), 高等学校長1,479名のうち443名(次年度以降は518名), 二級免許状を希望する小学校長13,517名のうち4,055名(次年度以降は4,731名), 中学校長7,104名のうち2,132名(次年度以降は2,486名), 高等学校長364名のうち110名(次年度以降は127名)が割り振られた。ただし, 開設当初は予算配分が少なく, 一級免許状相当の講習開設費用のうち79.0%, 二級免許状相当の講習開設費用のうち78.7%が地方からの支出であった。

また, 大学の正規課程における単位修得によって校長免許状を取得・上進する場合(教育職員免許法「別表第二」), 一級普通免許状を取得するためには45単位以上, 二級普通免許状を取得するためには30単位以上の教職科目を修得することが求められた。一方, 認定講習における単位修得と教育職員検定(人物・学力・実務・身体)により免許状を取得・上進する場合(教育職員免許法「別表第七」), 一級普通免許状を取得するためには8単位以上, 二級普通免許状を取得するためには15単位以上の教職科目を修得することが求められた。

表2 現職教育を希望する校長数および年度別受講者計画(1950年2月18日現在)

区分	教員総数	受講希望者数	年度別受講者数									
			1950年度			1951年度			1952年度			
			国費	地方費	計	国費	地方費	計	国費	地方費	計	
一級	中学校	1,548	1,013	63	240	303	135	220	355	135	220	355
	高等学校	2,453	1,479	94	349	443	200	318	518	200	318	518
	計	4,001	2,492	157	589	746	335	538	873	335	538	873
二級	小学校	20,953	13,517	866	3,189	4,055	1,850	2,881	4,731	1,850	2,881	4,731
	中学校	10,864	7,104	454	1,678	2,132	970	1,516	2,486	970	1,516	2,486
	高等学校	543	364	23	87	110	50	77	127	50	77	127
計	32,360	20,985	1,343	4,954	6,297	2,870	4,474	7,344	2,870	4,474	7,344	

(出典) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-61所収より筆者作成

表3 校長免許状取得のための現職教育受講者数・修得単位数状況

学校種	単位数	45		30		15		8		計	
		人員	延単位	人員	延単位	人員	延単位	人員	延単位	人員	延単位
幼稚園	教諭二級			1,850	42,550					1,850	42,550
	仮							2,058	16,464	2,058	16,464
	計			1,850	42,550			2,058	16,464	3,908	59,014
小学校	教諭二級			18,950	435,850					18,950	435,850
	仮							21,056	168,448	21,056	168,448
	計			18,950	435,850			21,056	168,448	40,006	604,298
中学校	教諭二級			11,096	255,208					11,096	255,208
	仮							12,329	98,632	12,329	98,632
	計			11,096	255,208			12,329	98,632	23,425	353,840
高等学校	教諭二級			2,600	59,800					2,600	59,800
	仮							2,894	23,152	2,894	23,152
	計			2,600	59,800			2,894	23,152	5,494	82,952
盲学校	教諭二級					64	960			64	960
	仮							71	568	71	568
	計					64	960	71	568	135	1,528
聾学校	教諭二級					70	1,050			70	1,050
	仮							78	624	78	624
	計					70	1,050	78	624	148	1,674
養護学校	教諭二級										
	仮							3	24	3	24
	計							3	24	3	24

(出典) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-61所収より筆者作成

このような動きの中で, 教職員養成課においては「現職教育10カ年計画」を策定し, その説明資料として「現職教育受講者数並びに取得単位数調」を取りまとめた【表3参照】。その結果, 大学の正規課程における

単位修得によって校長二級免許状を取得・上進する場合の受講者については、幼稚園が1,850名（合計42,550単位分）、小学校が18,950名（合計435,850単位分）、中学校が11,096名（合計255,208単位分）、高等学校が2,600名（合計59,800単位分）となる見込みであった。一方、認定講習における単位修得によって校長二級免許状を取得・上進する場合の受講者については、盲学校が64名（合計960単位分）、聾学校が70名（合計1,050単位分）となる見込みであった。また、認定講習における単位修得によって校長一級免許状を取得・上進する場合の受講者については、幼稚園が2,058名（合計16,464単位分）、小学校が21,056名（合計168,448単位分）、中学校が12,329名（合計98,632単位分）、高等学校が2,894名（合計23,152単位分）、盲学校が71名（合計568単位分）、聾学校が78名（合計624単位分）、養護学校が3名（合計24単位分）となる見込みであった。

そして、1950（昭和25）年3月15日に、大学学術局長より都道府県教育委員会・都道府県知事に宛てて通達「教育職員免許法施行法施行規則附則第4項および第7項の規定に基く講習の単位認定について」が発出された^(注13)。この通達によって、教育職員免許法等が施行された1949（昭和24）年9月1日以前に開設された講習について、1科目30時間の授業と15時間の自習に対して、1単位が標準として追認されることとなった。

表4 校長免許状取得のための現職教育の既修得単位数および今後の修得予定単位数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	盲学校	聾学校	養護学校
一級上級免許状取得の要単位数	59,014	604,298	353,840	82,952	1,528	1,674	24
1949年度以前に修得した単位数	8,545	87,503	51,220	11,990	226	240	2
1950年度以前に修得した単位数	13,943	142,785	83,580	19,565	368	390	4
1951年度以降に修得すべき単位数	36,526	374,010	219,040	51,397	934	1,044	18

（出典）国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-61所収より筆者作成

これを受けて、文部省においては「昭和25年度以前に現職教育で取得した延単位数並びに今後取得すべき延べ単位数」が取りまとめられた【表4参照】。その結果、1949（昭和24）年度以前に修得した単位数については、幼稚園が8,545単位、小学校が87,503単位、中学校が51,220単位、高等学校が11,990単位、盲学校が226単位、聾学校が240単位、養護学校が2単位であった。また、1950（昭和25）年度以前に修得した単位数については、幼稚園が13,943単位、小学校が142,785単位、中学校が83,580単位、高等学校が19,565単位、盲学校が368単位、聾学校が390単位、養護学校が4単位であった。さらに、1951（昭和26）年度以降に修得すべき単位数については幼稚園が36,526単位、小学校が374,010単位、中学校が219,040単位、高等学校が51,397単位、盲学校が934単位、聾学校が1,044単位、養護学校が18単位の見込みであった。

（2）各都道府県における修得予定単位数の調査と教育委員会・受講者の研修負担

その他にも、文部省の実施した「昭和26年現職教育職名別事業別受講者数並びに延取得単位数調」によれば、全国の現職校長19,618名が1951（昭和26）年度に修得すべき単位数は136,594単位（一人当たり6.96単位分）とされており、その内訳については、①現職教育講座においては4,625名の受講者に対して37,000単位（一人当たり8単位分）、②通信教育講座においては10,175名の受講者に対して61,050単位（一人当たり6単位）、③認定講習においては4,818名の受講者に対して4,818単位（一人当たり8単位分）の見込みであった^(注14)。

さらに、文部省の実施した「免許法認定講習並びに昭和26年度現職教育講座による各都道府県別取得予定単位数調」によれば、1952（昭和27）年7月31日の時点における各都道府県の現職教員が修得する予定の単位数について、受講方法ごとの概数が算出された^(注15)。ここでは、国立大学教育学部・学芸学部の主催による現職教育講座における修得単位数（平均6,183単位）と、都道府県教育委員会の主催による認定講習における修得単位数（平均30,132単位）の配分には大きな差がみられた【表5参照】。すなわち、教育委員会の単位負担率（認定講習修得予定単位数／総修得予定単位数×100）を計算したところ、長野県（94.1%）・富山県（93.7%）・京都府（93.3%）・島根県（93.1%）・岡山県（93.1%）・福井県（91.3%）では都道府県教育委員会の負担が大きかったものの、石川県（14.3%）・奈良県（12.8%）では大半の単位数を、静岡県・和歌山県・高知県・佐賀県についてはすべての単位数を大学が負担する見込みであった。一方、岩手県（48.8%）、宮城県（50.0%）、埼玉県（49.4%）のように均等に負担している県もみられた。

表5 各都道府県における修得予定単位数と教育委員会・受講者の研修負担状況

都道府県	現職教育講座 (単位)	免許法 認定講習 (単位)	修得単位 総数 (単位)	教育 委員会 負担率	本務 教員数 (人)	支給旅費 (円)	面積 (km ²)	経済的 負担指数	地理的 負担指数
北海道	15,600	27,600	43,200	63.9	30,866	200,931,355	83,482	6509.8	2406.9
青森県	5,400	10,000	15,400	64.9	9,664	38,180,435	9,624	3950.8	3967.4
岩手県	6,600	6,300	12,900	48.8	11,183	57,322,103	15,230	5125.8	3763.6
宮城県	6,600	6,600	13,200	50.0	12,539	56,629,526	7,266	4516.3	7793.7
秋田県	5,400	11,540	16,940	68.1	10,501	56,981,513	11,615	5426.3	4906.0
山形県	7,200	15,270	22,470	68.0	11,048	41,613,931	9,332	3766.6	4459.4
福島県	7,800	22,200	30,000	74.0	16,508	66,464,319	13,773	4026.2	4825.8
茨城県	7,200	47,200	54,400	86.8	13,676	65,729,072	6,092	4806.2	10789.1
栃木県	5,400	11,670	17,070	68.4	10,969	49,316,910	6,439	4496.0	7659.2
群馬県	6,600	38,050	44,650	85.2	11,816	66,958,140	6,334	5666.7	10571.0
埼玉県	9,600	9,380	18,980	49.4	15,151	70,035,770	3,808	4622.5	18391.3
千葉県	7,800	15,800	23,600	66.9	15,606	82,612,805	5,032	5293.7	16417.0
東京都	13,800	64,040	77,840	82.3	35,277	51,982,024	2,137	1473.5	24321.8
神奈川県	7,200	50,000	57,200	87.4	13,767	57,445,317	2,361	4172.7	24329.6
新潟県	9,000	3,660	12,660	28.9	18,976	37,402,098	12,570	1971.0	2975.4
富山県	3,000	44,640	47,640	93.7	7,356	87,929,088	4,257	11953.4	20654.2
石川県	3,000	500	3,500	14.3	6,773	28,226,342	4,196	4167.5	6727.4
福井県	3,000	31,300	34,300	91.3	5,534	35,587,507	4,254	6430.7	8365.9
山梨県	3,000	21,840	24,840	87.9	7,020	57,292,124	4,464	8161.3	12835.5
長野県	7,200	113,900	121,100	94.1	17,224	116,271,251	13,631	6750.5	8529.9
岐阜県	6,600	39,800	46,400	85.8	11,947	63,894,892	10,492	5348.2	6090.0
静岡県	8,400	0	8,400	0.0	16,914	86,179,146	7,771	5095.1	11089.7
愛知県	10,200	15,540	25,740	60.4	21,197	104,949,634	5,049	4951.2	20786.0
三重県	5,400	22,490	27,890	80.6	10,640	88,243,563	5,762	8293.6	15313.7
滋賀県	3,000	2,200	5,200	42.3	6,198	41,188,619	4,025	6645.5	10232.3
京都府	4,800	66,500	71,300	93.3	12,246	73,698,873	4,632	6018.2	15909.4
大阪府	9,000	78,300	87,300	89.7	23,178	153,919,136	1,815	6640.7	84821.2
兵庫県	11,400	63,040	74,440	84.7	22,206	70,503,767	8,332	3175.0	8461.5
奈良県	3,000	440	3,440	12.8	5,236	36,188,142	3,688	6911.4	9812.5
和歌山県	4,200	0	4,200	0.0	7,836	37,546,249	4,732	4791.5	7933.9
鳥取県	3,000	14,000	17,000	82.4	5,297	27,351,705	3,489	5163.6	7840.5
島根県	3,000	40,780	43,780	93.1	7,478	28,194,420	6,626	3770.3	4254.9
岡山県	6,000	79,400	85,400	93.0	12,452	72,878,220	7,059	5852.7	10324.2
広島県	7,200	31,200	38,400	81.3	14,877	74,030,666	8,422	4976.2	8790.0
山口県	6,000	24,000	30,000	80.0	11,781	89,050,940	6,098	7558.9	14603.0
徳島県	3,000	14,000	17,000	82.4	7,233	34,318,248	4,142	4744.7	8286.2
香川県	3,000	15,610	18,610	83.9	7,215	43,001,952	1,862	5960.1	23090.3
愛媛県	4,800	31,880	36,680	86.9	11,393	75,341,561	5,663	6613.0	13303.8
高知県	3,000	0	3,000	0.0	6,653	34,853,448	7,105	5238.8	4905.5
福岡県	10,200	18,860	29,060	64.9	23,462	120,296,793	4,906	5127.3	24518.6
佐賀県	3,000	0	3,000	0.0	6,932	44,500,700	2,404	6419.6	18513.1
長崎県	5,400	32,450	37,850	85.7	11,856	45,913,304	4,070	3872.6	11281.0
熊本県	6,000	31,940	37,940	84.2	12,528	56,594,237	7,385	4517.4	7663.1
大分県	4,800	29,020	33,820	85.8	9,568	47,245,665	6,329	4937.9	7464.6
宮崎県	3,600	17,600	21,200	83.0	7,697	32,227,410	7,744	4187.0	4161.6
鹿児島県	6,000	45,000	51,000	88.2	13,118	76,871,379	7,913	5860.0	9714.3
平均	6,183	30,132	33,694	67.4	12,795	64,867,267	8,118	5069.5	7990.8

(注) 「教育委員会負担率」は修得単位総数のうち都道府県教育委員会主催の「免許法認定講習」の占める割合を指す
 「経済的負担指数」は公立学校教員給「旅費支給額」(円)から公立学校本務教員数(名)を除いた数値を指す
 「地理的負担指数」は公立学校教員給「旅費支給額」(円)から各都道府県の面積(km²)を除いた数値を指す

(出典) 文部省「免許法認定講習並びに昭和26年度現職教育講座による各都道府県別取得予定単位数調(昭和27年7月31日現在)」(国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-63所収)；文部省調査局統計課編『昭和27年度 学校基本調査報告書』「指定統計第13号」文部省調査局統計課, 1954, 70・75・83・91・96-98・248頁；総理府統計局編『第4回 日本統計年鑑 昭和27年』日本統計協会, 1952, 1-3頁より筆者作成

さらに、当時の認定講習については、受講者の経済的・地理的負担が日本教職員組合による認定講習拒否闘争の要因となっていたことから、両者の負担状況も概括した【表5参照】。

まず、各都道府県における経済的負担の状況を明らかにするために、同年度の『学校基本調査報告書』を用いて、全国の公立学校に勤務する本務教員数および教員給としての旅費支給額から「経済的負担指数」（旅費支給額／本務教員数）を算出した。分析の結果、一人当たり旅費支給額については、富山県（11953.4円）・三重県（8293.6円）・山梨県（8161.3%）では一定水準に達していたものの、東京都（1473.5円）・新潟県（1971.0円）は窮乏していたことが分かった。このように、受講者の経済的負担については、教員人口の多い都市部ほど厳しい財的運営条件の下で受講しなければならない状況であったといえる。

次に、各都道府県における地理的制約の状況を明らかにするために、同年度の『日本統計年鑑』を用いて、各都道府県の面積および教員給としての旅費支給額から「地理的負担指数」（旅費支給額／都道府県面積）を算出した。分析の結果、出張にかかる負担額については、大阪府（84821.2円）・福岡県（24518.6円）・神奈川県（24329.6円）・東京都（24321.8円）・香川県（23090.3円）・愛知県（20786.0円）・富山県（20654.2円）の負担が少なかった一方、北海道（2406.9円）・新潟県（2975.4円）・岩手県（3763.6円）・青森県（3967.4円）の負担は多かったことが分かった。このように、受講者の地理的負担については、多くの僻地をかかえる道県ほど厳しい財的運営条件の下で受講しなければならない状況であったといえる。

ただし、富山県については、経済的・地理的制約の影響をあまり受けておらず、比較的良好な受講環境・条件にあった。そもそも、1949（昭和24）年の教育委員会法施行直後において、教育委員会が必置とされた都道府県と五大市を除く市町村では、富山県内における教育委員会の設置数が最多であったことから^(注16)、教育行政による条件整備が当時最も進んでいた自治体のうちのひとつであったと考えられよう。

それ以降の修得予定単位数については、1952（昭和27）年度も上記の事業別計画に基づいて同様に実施することとされた。このことについては、文部省の立案した「昭和26年度以降現職教育年次別計画」においても同様であり、現職校長に対して今後5年間のうちに校長一級・二級免許状ならびに教諭一級普通免許状を修得させるように修得すべき単位数（682,969単位）が設定されており、1951（昭和26）年から1954（昭和27）年までに毎年136,594単位、1955（昭和30）年に136,593単位を修得させる計画であった^(注17)。

3. 受講者の負担軽減・既得権益保護と教育職員免許法認定講習の実施基準策定

そして、1950（昭和25）年の認定講習開設に際して、各国立大学において開設する現職教育講座の内容および実施方法に関する連絡調整を図るために、4月25日から26日にかけて東京学芸大学竹早分校を会場として文部省主催（CIE賛助）による「現職教育講座開設に関する打合せ会」が開催された^(注18)。同会においては、各国立大学の現職教育担当者2名（うち1名はなるべく他学部間の連絡調整に責任をもつ事務担当者）、各都道府県教育委員会における現職教育担当者のうち小学校関係者1名・中学校高等学校関係者1名（職業・家庭・学校保健体育・特殊教育についても代表し得る者）・特殊教育関係者1名（研究集会を開催する県のみ）が参加し、総数217名にも上った。そして、25日は前年度までの現職教育に対する効果と反省、現職教育講座実施要領の説明、実施上の諸問題に関する協議、参加者の所属する各国立大学・各都道府県教育委員会における現職教育計画の発表が行われ、翌26日には現職教育講座開設に関する諸問題の検討、文部省主催の小学校教員研究集会・中学校高等学校教員研究集会に関する打合せ（該当1大学のみ）が行われた。

しかし、ここで提示された実施要領は極めて厳格なものであり、参加した北海道教育委員会の現職教育担当者は「この規準によると浅虫の申合せなどはてんで問題にならなくなり認定講習の計画は全部始めからやり直しと云うことになった」として、特に北海道のような「尠大周密(?)な計画はしかく簡単に変更など出来るものではなく窮した挙句、講習期間の前後にそれぞれ2カ月つつ予習演習期間を設定して講習期間計6カ月と云う北海道独自のメイ案を考え出し更に種々本道の特殊事情なるものを説明して兎も角、学大332号昭和25年3月24日付で文部大臣の認可書をとる事に成功した」と回顧している^(注19)。

そして、4月10日には、国立大学教育学部・学芸学部の主催による現職教育講座において単位を修得する場合の「現職教育講座実施要領」が大学学術局長から各国立大学に宛てて発出された^(注20)。すなわち、夏期休業期間中の7月から8月にかけて60日間を原則とする前期・後期の現職教育講座が開設され、大学の教授・助

教授・講師等が所在都道府県内の小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・幼稚園の校長（園長）および教員に対して講習を担当することとなった。その際、各大学は都道府県教育委員会と連絡協議して必要な課程を定めるとともに、実施計画を立案することとされ、講座開設の2カ月前までには文部大臣に認可申請書（講座開設の会場、講座科目・時間割、免許状の種類・区分ごとの受講者定員等）を提出しなければならなかった。また、単位を授与した場合（教育職員免許法施行規則第41条）には履修単位台帳に登録し、受講者に対して単位修得認定証明書を交付することが求められていた。

このことについて、そもそも戦後の教員養成制度の改革理念を踏まえれば「大学で行うのが最も望ましい」とされていたが、文部省としても「全部は不可能であるので、都道府県の教育委員会が何等かの形において実施しなければならない」とされ、都道府県教育委員会の主催する認定講習は量的な意味において、現職教育の主たる方法として期待されていた^(注21)。

ところが、そうした認定講習については、教育職員免許法等に定められている所要単位を修得するための勤務時間上の負担と、会場までの移動にともなう経済的・地理的・時間的制約、仮免許状の更新あるいは上級免許状取得・上進のための有効期限に関して、全国各地で批判が噴出するようになった。その結果、受講者の負担軽減や既得権益の保護をめぐる、日本教職員組合の働きかけによる認定講習の受講拒否闘争が次第に顕在化し始めた。

これらを受けて、1950（昭和25）年8月4日には一部改正された教育職員免許法施行法が施行され、教育職員免許法第7条の有効期限が3カ年延長されることとなった。このことについて、2日に大学学術局長が各都道府県教育委員会教育長に宛てた通達「免許法認定講習について」（文大教第718号）においては、このような事態に対して「講習計画を再検討し計画の一部を変更する必要がある場合」の措置を指示した^(注22)。

あわせて、現職教育講座を除く認定講習の全国的な水準を保障する必要から^(注23)、10月4日付で大学学術局長から日本教育大学協会に対して「免許法認定講習実施基準の研究について」（文大教第893号）諮問され、①講習を受講者の素質および要望に即応せしめるための方策、②定時制および全日制の講習における学習指導（授業および自習を含む）方法と所要日数、③各学校の教育活動に支障を与えないように実施する方策（方法・時期・期間等）、④成績審査の方法について検討を要請した^(注24)。

このような意向に沿うかたちで、日本教育大学協会答申および第6回教育指導者講習公開講座班の研究集録等をもとに「免許法認定講習実施基準」（文大教第453号）が策定され、1951（昭和26）年6月7日に文部次官より国公立大学長・短期大学長・都道府県教育委員会・都道府県知事に宛てて発出された^(注25)。ここでは、認定講習を通じて修得する単位は「大学の正規の課程において与える単位と実質的に等価値」とされ（基準1）、1時間の授業につき2時間の予習・復習を要する15時間の講義を受講し、成績審査（試験・論文・報告書・出席状況・学習状況等）に合格した者に対して1単位が授与された（基準11）。講習の実施にあたっては、人的運営条件や要修得単位数等から「長期にわたる全体的具体的計画」を（基準2）、講座開設の2カ月前までには「内容的に吟味された詳細な実施計画」をそれぞれ届け出ることとされた（基準3）。

そして、講習を担当する講師には「理論のみに偏することなく、常に実際の方面との関連に留意する者」の選定が求められたが、大学の教員に「準ずる実力を有する」者も講師として認定された（基準7）。一方、講習内容については「現場の教育と連結させるよう工夫させることが望ましい」とされた（基準8）。その場合、戦後新教育における経験主義カリキュラムの原理に沿って、講義では「一方的な講演型式に偏することなく、討議、研究発表などの方法」を併用することとされた（基準9）。そして、実施時期については各学校の教育活動に支障をきたさないように^(注26)、①長期休業日（主に夏期休業）、②学期の始業・終業日や学校行事の多い時期以外、③土・日曜日（隔週で1日の休養日）の開講が求められた（基準4）。また、単位認定基準に基づく予習・復習の時間を確保するために、①休養日・非授業日に実施する場合は1単位につき4日以上、②休養日と授業日（週2日以内・各3時間未満）を併用して実施する場合は1単位につき5日以上（土・日曜日を充てる場合は4日以上）の開講が求められ（基準5）、その場合の実施例についても示された【表6参照】。

なお、講習内容の要旨を受講者に配布することや、大学図書館に教科書・参考書を蔵書しておくことも求められ（基準10）、自治体によっては認定講習に関する受講手引や問題集等も刊行・配布されていた^(注27)。

表6 文部省策定の実施基準における教育職員免許法認定講習の実施例

		A 授業日		B 土曜日・日曜日		C 休暇	
第1週	1	月					4
	2	火		2			4
	3	水					4
	4	木					4
	5	金					
	6	土		4		3	4
	7	日			5		4
第2週	8	月					4
	9	火		2			4
	10	水					
	11	木					
	12	金					
	13	土		4		3	
	14	日					
第3週	15	月					
	16	火		2			
	17	水					
	18	木					
	19	金					
	20	土		4		3	
	21	日			5		4
第4週	22	月					4
	23	火		2			4
	24	水					4
	25	木					
	26	金					4
	27	土		4		3	4
	28	日					4
第5週	29	月					4
	30	火		2			
	1	水					
	2	木					
	3	金					
	4	土		4		3	
	5	日			5		
第6週	6	月					
	7	火					
	8	水					
	9	木					
	10	金					
	11	土		評価		評価	
	12	日					評価
授与単位数		2単位		2単位		4単位	

(出典) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-63所収

4. 総括

以上の分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。

第一に、教育職員免許法等における立法者意思(趣旨・目的)について、それらを徹底させるための伝達講習会が全国的に展開されていた実態を解明した。このことについて、教育職員免許法等の目的については「免許主義の徹底」を意味しており、①専門職制の確立、②学校教育の尊重、③免許状の開放性と合理性、④現職教育の尊重に関する内容を伝達していた。その場合の実施方式については、①文部省主催により都道府県教育委員会事務局の現職教育担当職員を対象として実施された伝達講習会、②都道府県教育委員会主催に

より都道府県管内出張所の専門職員や各学校長を対象として実施された伝達講習会、③都道府県教育委員会および各出張所主催により管内市町村に勤務する教育職員を対象として実施された伝達講習会がみられた。このような垂直的な趣旨の伝達方式(文部省 → 都道府県教育委員会 → 地方出張所・校長 → 個別学校)は、以後の教育職員免許法等の改正の度にも同様に行われていた。

それと同時に、入職前における教員養成(pre-service education)に対して、在職者に対する現職教育(in-service education)の位置づけが法的に確定されていった。その過程において、文部省内に設置された現職教育研究委員会によって手引が編纂され、現職教育における有効な方法がいくつか例示された。例えば、①各教員が「専門的知識を向上させるための活動のうちで最も重要な部門」として研究討議法(discussion method)が、②討論・意見交換・授業参観を通して教授法の水準を高めるための取組みとして研究講習会・協議会および講習会への参加が、③短期講習会・夏期講習会・夏期大学講習等といった補助的な通信教育の利用が代表的な方法として紹介されていた。一方、この頃になると、都道府県レベルにおいても法令集・解説が刊行され、なかには「免許状切替早見表」「免許法認定講習実施基準等」「上級免許状取得の手引」「免許状別修得単位数の基準」「施行細則の規定に基づく単位の修得方法」等も刊行され、各学校に配布されるようになった。

第二に、認定講習における都道府県教育委員会の開設条件整備について、文部省による現職教育実施に関する全国的調査の状況を解明した。このことについて、教育職員免許法等の施行翌年度には認定講習が全国的に開設される予定であったことから、文部省は年次計画を策定する必要に迫られていた。とりわけ、仮免許状の有効期限が5年に設定されていた(教育職員免許法第9条第2項)ことから、全国一斉に遅滞のないよう単位数認定やそれともなう免許状の更新・上進を漸次進めていかなければならなかった。そのため、文部省は「現職教育希望教職員数及び年間計画」「現職教育受講者数並びに取得単位数調」について全国的な調査を行い、その結果を踏まえて教職員養成課においては「現職教育10カ年計画」を策定した。

ところが、1950(昭和25)年3月15日の大学学術局長通達によって、教育職員免許法等が施行された1949(昭和24)年9月1日以前に開設された講習については、1講習あたり30時間の受講と15時間の自習に対して、1単位数が標準として追認されることとなった。そのため、文部省は「昭和25年度以前に現職教育で取得した延単位数並びに今後取得すべき延べ単位数」「昭和26年現職教育職名別事業別受講者数並びに延取得単位数調」について再度調査を実施し、「昭和26年度以降現職教育年次別計画」を策定した。

第三に、認定講習の受講者に対する負担軽減・既得権益保護のための取組みと、認定講習実施基準の策定・周知の動態を解明した。1950(昭和25)年4月には東京学芸大学竹早分校を会場として文部省主催(CIE賛助)による「現職教育講座開設に関する打合せ会」が開催され、現職教育講座の開設ともなう諸問題が検討された。そして、4月10日には大学学術局長による通達「現職教育講座実施要領」が発出され、各大学および都道府県教育委員会との連絡協議体制や、文部大臣に対する認可申請書(講座開設の会場、講座科目・時間割、免許状の種類・区分ごとの受講者定員等)の記載要領が確立されていった。

他方、都道府県教育委員会の主催する認定講習については、受講者の経済的・地理的・時間的制約や既得権益の保護をめぐる、日本教職員組合の働きかけによる認定講習の受講拒否闘争が次第に顕在化し始めた。これを受けて、1950(昭和25)年8月4日には教育職員免許法施行法の一部改正により、教育職員免許法第7条の有効期限が3カ年延長されることとなった。あわせて、各都道府県教育委員会が認定講習を主催する場合の全国的な水準保障のために、日本教育大学協会答申および第6回教育指導者講習公開講座班の研究集録等に基づき、文部省により「免許法認定講習実施基準」が策定された。とりわけ、認定講習の実施方法について、①各大学が適宜開催する現職教員のための公開講座、②長期休暇を利用した夏期・冬期の認定講習、③僻地勤務者のための免許法認定通信講習が設けられた。ただし、各講座・講習の開設者(国立大学・都道府県教育委員会)は文部大臣の認定を受けることとされ、なかでも都道府県教育委員会が開設する場合には大学の「指導と承認」のもとで行うこととされた。

参考文献

芥川祐征「戦後初期日本における校長免許状制度の運用過程 — 校長講習および単位数認定基準の緩和に着目して —」『教育制度学研究』第28号, 2021, 93-109頁。

高橋寛人「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程 — 教育職員免許法に関する一考察 —」東北大学教育学部
教育行政学・学校管理・教育内容研究室編『研究集録』第14号, 1983年, 29-47頁。

高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房, 1995。

高橋寛人「学校指導者免許制度の誕生と挫折」『学校指導者 — 教育長・校長・指導主事の養成 —』（「季刊教育法」第
115号: 1998年3月臨時増刊号), エイデル研究所, 1998年, 6-15頁。

北神正行「学校管理職の資格要件と養成プログラムの開発に関する研究 (I) — 校長免許状制度の成立過程の分析を中
心に —」『岡山大学教育学部研究集録』第122巻, 2003年, 123-131頁。

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち若手研究「戦後初期日本における校長免許状取得のための現職研
修制度に関する研究」（研究課題番号: 19K14060, 2019~2022年度, 研究代表者: 芥川祐征）の助成による研究成果の
一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書
館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

脚注

- (1) 北海道教育委員会編『昭和三十九年度北海道教育行政概要』北海道教育委員会, 1955, 106頁（北海道立図書館所蔵）。青森県教育委員会編『青森県教育時報』第1号（昭和25年7月号）, 青森県教育委員会, 1950, 23頁（青森県立図書館所蔵）。山形県教育委員会事務局調査課編『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』山形県教育委員会, 第1巻第2号（昭和25年1月号）, 1950, 10頁（山形県立図書館所蔵）。同第3巻第2号（昭和26年5月号）, 1951, 5頁。同第9巻（昭和29年7月号）, 1954, 26頁。福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会年報 — 活動する教育委員会の記録 —』1950年度版, 福島県教育委員会事務局調査課, 1950, 100頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会月報』第1巻第2号（通巻2号: 昭和24年8月号）, 福島県教育委員会事務局調査課, 1949, 3・10頁（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。同第1巻第3号（通巻3号: 昭和24年9月号）, 1949, 15頁。同第1巻第4号（通巻4号: 昭和24年10月号）, 1949, 15頁。同第1巻第5号（通巻6号: 昭和24年11月号）, 1949, 38頁。同第2巻第1号（通巻8号: 昭和25年1月号）, 1950, 44頁。同第3巻第4号（通巻23号: 昭和26年4月号）, 1951, 92頁。同第4巻第2号（通巻29号: 昭和27年3月号）, 1952, 53頁。同第5巻第5号（通巻39号: 昭和28年9・10月合併号）, 30頁。神奈川県教育委員会編『昭和三十九年度神奈川県教育年報』神奈川県教育委員会, 1955, 78頁（神奈川県立図書館所蔵）。同『昭和三十九年度神奈川県教育年報』1956, 75頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。神奈川県教育委員会事務局調査課編『神奈川県教育概要』昭和24年度, 神奈川県教育委員会事務局調査課, 1950, 34頁（横浜市立中央図書館所蔵）。同『昭和三十八年度神奈川県教育年報』1954, 71頁。新潟県教育委員会編『新潟県教育要覧1955』新潟県教育委員会事務局調査統計課, 1955, 95頁（新潟県立図書館所蔵）。愛知県教育委員会事務局調査統計課編『教育年報』昭和25年度, 愛知県教育委員会, 1951, 9頁（名古屋市鶴舞中央図書館所蔵）。愛知県教育委員会事務局渉外弘報室編『愛知県教育委員会報』第9号（昭和27年1・2月合併号）, 愛知県教育委員会事務局, 1952, 18頁（国立国会図書館所蔵）。三重県教育委員会事務局秘書室編『三重県教育情報 MIE KYŌIKU JŌHŌ』第1巻第4号（通巻4号: 昭和24年8月号）, 三重県教育委員会事務局秘書室, 1949, 43頁（国立国会図書館「ブラング文庫」所蔵）。京都府教育委員会事務局調査統計課編『教育展望 THE KYŌIKU TENBO』第1巻第4号（通巻4号: 昭和24年9月号）, 教育展望社, 1949, 37頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。同第3巻第4号（通巻23号: 昭和26年4月号）, 1951, 28頁（京都府立京都学・歴史館所蔵）。西宮市教育委員会事務局編『西宮市教育年報』昭和25年度版, 西宮市教育委員会事務局, 1951, 53頁（兵庫県立図書館所蔵）。神戸市教育委員会事務局調査課編『神戸市教育年鑑』昭和24年度版, 神戸市教育委員会事務局調査課, 1950, 56頁（国立国会図書館デジタルコレクション）。鳥取県教育委員会事務局調査企画課編『昭和26年度教育要覧』鳥取県教育委員会事務局調査指導課, 1951, 103頁（鳥取県立図書館所蔵）。同『鳥取県教育要覧』昭和29年度, 1954, 31頁。山口県教育庁総務調査課編『教育要覧』1950年版, 山口県教育庁総務調査課, 1950, 120頁（山口県立山口図書館所蔵）。愛媛県教育委員会編『愛媛教育年鑑1952』愛媛県教育資料普及会, 1952, 6頁（松山市立中央図書館所蔵）。同『愛媛教育年鑑1953』1953, 16頁。同『愛媛教育年鑑1955』1955, 15頁（愛媛県立図書館所蔵）。大分県教育委員会編『教育弘報 kyouikukoho』第1巻第3号（通巻3号: 昭和24年7月号）, 大分県教育弘報協会, 1949, 10頁（大分県立図書館所蔵）。同第1巻第6号（通巻6号: 昭和24年10月号）, 1949, 19頁。同第1巻第7号（通巻7号: 昭和24年11月号）, 1949, 32頁。同第3巻第5号（通巻25号: 昭和26年9月号）, 1951, 32頁。同第7巻第2号（通巻69号: 昭和30年5月号）, 1955, 22頁。
- (2) 愛媛県教育委員会事務局編『愛媛教育委員会報』第9号（昭和24年8月1日発行）, 愛媛県教育委員会事務局, 1949, 2頁（国立国会図書館所蔵）。
- (3) 宮城県教育委員会『教育職員免許法施行令 教育職員免許法施行規則 教育職員免許法施行法施行規則 教育職員免許状に関する宮城県教育委員会規則（附・関係法令）』宮城県教育委員会, 1949（宮城県図書館所蔵）。秋田県教育委員会編『教育職員免許法 教育職員免許法施行法 施行細則』秋田県教育委員会, 1950（秋田県立図書館所蔵）。山形県教育委員会編『昭和二十四年七月教育職員免許法 教育職員免許法施行法（付録・関係法令参照条文 免許状切替早見表）』山形県教育委員会, 1949（山形県立図書館所蔵）。静岡県教育委員会編『教育職員免許法施行規則 教育職員免許法施行法規則 教育職員免許法施行令 教育職員免許法施行細則 教育職員免許法施行法施行細則』静

- 岡県教育委員会, 1949 (静岡県立図書館所蔵)。滋賀県教育委員会編『教育職員免許法等施行細則』滋賀県教育委員会, 1950 (滋賀県立図書館所蔵)。
- (4) 富山県教育委員会『富山県教育職員免許状に関する規則 (附・免許法認定講習実施基準等)』富山県教育委員会, 1951 (富山県立図書館所蔵)。島根県教育委員会編『昭和二十六年七月改正教育職員免許法とその解説』島根県教育委員会, 1951 (島根県立図書館所蔵)。吉久繁一編『昭和28年10月改正教育職員免許法令集 (附・上級免許状取得の手引)』広島県教職員組合事業部, 1953 (広島県立図書館所蔵)。
- (5) 山形県教育庁編『昭和三十年四月教育職員免許状に関する規則 免許状別修得単位数の基準 教育職員免許法関係法令』山形県教育庁, 1955 (山形県立図書館所蔵)。千葉県教育委員会『昭和三十年一月教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則』千葉県教育委員会, 1955 (千葉県立中央図書館所蔵)。和歌山県教育委員会編『昭和三十年二月教育職員免許法等施行細則』和歌山県教育委員会, 1955 (和歌山県立図書館所蔵)。同編『昭和三十年二月教育職員免許法等施行細則第二十二條の規定に基く単位の修得方法』1955 (和歌山県立図書館所蔵)。吉久繁一編『昭和29年12月改正教育職員免許法令集 (附・分り易い免許法)』広島県教職員組合事業部, 1954 (広島県立図書館所蔵)。徳島県教育委員会『教育職員免許状に関する規則』「昭和二十九年徳島県教育委員会規則第十一号」徳島県教育委員会, 1954 (徳島県立図書館所蔵)。
- (6) 国立国会図書館所蔵『第四回国会衆議院文部委員会議録』第2号 (昭和23年12月9日), 1948, 4頁。
- (7) 現職教育の目的として, ①新教育に関する適切な手段・技術, ②熟練した指導技術, ③教育計画の立案・実行能力, ④専門的教養の向上, ⑤社会に対する健全・効果的な参与能力, ⑥保護者との協力による学校課題に対する解決力, ⑦個人の関心に基づく人格の向上が示された (文部省内現職教育研究委員会編『新制中学校・新制高等学校 教職員現職教育の手引』教育問題調査書, 1948, 6-7頁)。
- (8) 同上, 11-12頁。
- (9) 同上, 16-17頁。
- (10) 同上, 39頁。
- (11) その成立過程については, 佐久間亜紀「1930年代アメリカにおける現職教育ワークショップの成立 — 「八年研究」における現職教育プログラムの形成過程 — 」『日本教師教育学会年報』第5号, 1996, 89-107頁が詳しい。
- (12) 田中喜一郎『現職教育論 — 理想の教師 (In Service Training of Teachers) — 』「新制学校管理叢書」第2巻, 新制教育研究会, 1949, 79-84頁。
- (13) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第25巻, 大日本雄弁会講談社, 1958, 156-157頁所収。
- (14) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-61「教員現職教育関係」所収。
- (15) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-63「教員現職教育関係 — 認定講習 — 」所収。
- (16) 1949 (昭和24) 年5月15日現在「市町村教育委員会教育長名簿」。同県内の市町村教育委員会の設置状況については, 市レベルが富山市・高岡市で全国の9.5%, 町レベルが上市町・雄山町・出町町・福野町・石動町・氷見町で全国の37.5%, 村レベルが釜ヶ淵村・南加積村・南谷村・西太美村・松沢村・水島村で全国の66.7%を占めていた (文部省調査普及局「教育委員会月報」第1巻第1号 (昭和24年7月号), 文部省地方連絡課, 1949年, 16-17頁)。
- (17) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-61所収。
- (18) 文部省大学学術局長通達「現職教育講座開設に関する打合せ会開催について」昭和25年4月10日 (文大教第333号) 前掲注13, 202-204頁所収。
- (19) 北海道教育委員会調査課編『北海道教育委員会月報』第1巻第9号 (通巻9号: 昭和26年3月号), 北海道教育委員会調査課, 1950, 42頁 (北海道大学附属図書館所蔵)。
- (20) 文部省大学学術局長通達「現職教育講座の開設依頼について」昭和25年4月10日 (文大教第333号) 前掲注13, 204-205頁所収。
- (21) 群馬県教育委員会事務局編『ぐんま教育』群馬県教育委員会事務局, 創刊号 (昭和24年9月号), 1949, 40頁 (群馬県立図書館所蔵)。
- (22) 前掲注13, 215頁所収。
- (23) もともと文部省は「少なくとも地方ブロックは同一基準で行う」ことを想定していたとされる (青森県教育委員会編『青森県教育時報』第1号 (昭和25年7月号), 青森県教育委員会, 1950, 23頁 (青森県立図書館所蔵))。
- (24) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-62「教員現職教育関係 — 認定講習 — 」所収。
- (25) 前掲注13, 235-238所収。
- (26) 当初の原案に対して, 修正案においては「日曜日に行くことは望ましくないが・・・」とされ, その後の修正によって「作成過程において, 休業日における講習について「但し, 交通不便の地方において隔週の日曜日のみを充て, 講習を行う場合に限り1単位につき3日にすることができる」という記述が追加されていた (国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-63)。
- (27) 例えば, 次のような刊行物がみられた。北海道教育委員会指導課編『教育職員免許法認定講習の手引 — 昭和25年度 — 』北海道教育文化協会, 1950 (北海道大学附属図書館所蔵)。山形県教育委員会編『昭和二十五年度 山形県教育職員免許法認定講習受講の手引』山形県教育委員会, 1950 (山形県立図書館所蔵)。岐阜県教育委員会指導課編『小学校現職教育の手引 昭和二十五年四月』岐阜県教育委員会指導課, 1950 (岐阜県立図書館所蔵), 徳島県教育庁編『昭和二十四年度 小学校教員夏期教育講習会』徳島県教育庁, 1949 (徳島県立図書館所蔵)。現職教育研究会編『全国認定講習試験問題とその解答』東洋館出版社, 1951 (三重県立図書館所蔵)。